

<目次>

凡例

目次

用語集(英語略語、用語の簡略説明)

人物略歴

法令一覧

英国の政権

歴代内務大臣

イングランド・ウェールズの制度説明

序章 課題設定

1. 課題の設定	1
2. 先行研究の検討	2
3. 本論文のアプローチ	7
4. 本論文の構成	10
5. 対象範囲の限定	12

第1章 1930・40年代の犯罪者処遇制度改革

1. 前史	13
2. 1938年刑事司法法案	14
(1) 法案の内容	15
(2) 犯罪原因論	16
(3) 改善主義の実現——身体刑をめぐって	19
(4) 治安判事とプロベーション	20
(5) 司法と行政	22
(6) 中央と地方	24
(7) 小括	25
3. 1948年刑事司法法	26
(1) 法案の内容	27
(2) 改善主義の実現——身体刑、死刑、懲役刑	29
(3) 治安判事とプロベーション	32
(4) 司法と行政	37
(5) 中央と地方	43
(6) 小括	45

4. まとめと考察	45
-----------	----

第2章 1940年代の治安判事制度改革

1. 「治安判事補佐官に関する内務省委員会」報告書(1944年)	47
2. 「治安判事に関する王立委員会」報告書(1948年)	49
3. 中央対地方	55
(1) 小規模バラ治安判事裁判所の廃止	55
(2) 有給治安判事の拡大?	59
(3) シティをめぐる	60
(4) 小括	61
4. 刑事司法の非専門性・地方的性格	62
(1) 素人判事か有給治安判事か	62
(2) 治安判事の任命——党派性からメリット・システムへ?	63
(3) 治安判事への手当て	66
(4) 小括	68
5. 「中央司法」対「中央行政」	68
(1) 有給治安判事の任命権	68
(2) その他	70
6. 「地方司法」対「地方行政」	71
(1) <i>ex officio</i> 治安判事	71
(2) 訴訟当事者としての地方政府	73
(3) 治安判事裁判所委員会と地方当局の関係	74
7. まとめと考察	75

第3章 1950年代の犯罪者処遇制度改革と内務省審議会

1. 短期懲役刑からの脱却	77
(1) 執行猶予導入の否定	77
(2) 短期懲役刑へのオルタナティブ	79
(3) 小括	82
2. アフターケア	82
3. 少年犯罪者の処遇と不定期刑	84
(1) 不定期刑	84
(2) 短期収容所の拡充	86
4. 身体刑の復活?	87
5. 非居住型処遇の新方式?	89

6. 予防拘禁の廃止	90
7. 政府白書「変わりゆく社会の刑政」	92
8. まとめと考察	93
第4章 1960年代の犯罪者処遇改革	
1. 「児童・少年に関する内務省委員会」報告書(1960年)	94
(1) 報告書の内容	95
(2) 報告書の実行	97
(3) 小括	98
2. 労働党による犯罪問題の検討	98
(1) 報告書の内容	98
(2) 報告書への反応	100
3. 政府白書「児童・家族・青年犯罪者」(1965年)	103
(1) 白書の内容	103
(2) 白書への反応	105
4. 政府白書「問題児」(1968年)	108
(1) 白書の内容	108
(2) 白書への反応	109
5. 1969年児童少年法	113
6. プロベーションとソーシャル・ワークの統合論	115
7. 成人犯罪者対策と過剰拘禁	117
(1) 政府白書「犯罪との闘い:1959-1964」と王立委員会	117
(2) 政府白書「成人犯罪者」	118
(3) 1967年刑事司法法	119
8. まとめと考察	123
第5章 1960年代～70年代初頭の刑事司法制度改革	
1. 1968年治安判事法	125
(1) ex officio 治安判事の全廃に向けて	125
(2) 治安判事への手当て	130
(3) 治安判事の研修・訓練	130
2. アサイズ・四季裁判所の再編成と治安判事	132
(1) 「刑事裁判所の機能に関する省庁間委員会」報告書(1961年)	132
(2) 「アサイズと四季裁判所に関する王立委員会」報告書(1969年)	135

(3) 刑事法院新設をめぐる議論	139
(4) 小括	146
3. 1971 年裁判所法	147
4. 治安判事裁判所システムの集権化？	150
(1) 治安判事裁判所の「国有化」をめぐる	151
(2) 大法官府 vs. 内務省	154
(3) 1973 年司法行政法	155
(4) 小括	156
5. まとめと考察	157
終章 まとめと考察	
1. 各章のまとめ	158
2. 考察	159
3. 本論文の意義	161
4. 今後の課題	161
参考文献	163

<用語集>

(1) 英語略語

ACTO	Advisory Council of the Treatment of Offenders	犯罪者処遇に関する諮問審議会
AMC	Association of Municipal Corporations	都市団体連合会
CACA	Central After-Care Association	中央アフターケア協会
CCA	County Councils' Association	カウンティ参事会協会
CCC	Central Criminal Court	中央刑事裁判所(ロンドン)
GLC	Greater London Council	大ロンドン参事会
JCS	Justices' Clerks' Society	治安判事補佐官協会
NAPO	National Association of Probation Officers	全国プロベーション官協会
MC 委員会	Magistrates' Courts Committee	治安判事裁判所委員会

(2) 用語の簡略説明[50音順]

アーバン・ディストリクト (urban district)	町。地理的にはカウンティの下。
アサイズ(Assize)	正式起訴事件を扱う第一審裁判所のひとつで、四季裁判所よりも重大な事案を扱う。ロンドンの裁判官が地方を巡回して行う。
イングルビー委員会	児童・少年に関する内務省委員会(1956～60年)
王座部首席裁判官 (Lord Chief Justice)	高等法院・(女)王座部の長。大法官に続き、英国の裁判官中ナンバー2の地位を占める。
カウンティ(county)	県(州と訳されることもある)
カウンティ・バラ (county borough)	特別市。行政区分としてはカウンティと別個の権限を持つが、地理的にはカウンティに包摂されている。
カドガン委員会	身体刑に関する内務省委員会(1937～38年)
観護ホーム(remand home)	8～16才の被告人を収容する施設。児童・少年の鑑別も行われる。
監督命令(supervision order)	児童・少年のケア・保護・制御が必要なときに裁判所が下す命令。
矯正訓練(corrective training)	21才以上の常習犯に科される命令のひとつ
ケア・保護／制御不能 (care or protection / beyond control)	児童少年法に規定された民事上の概念
ケア命令(care order)	1969年児童少年法で新設された命令のひとつ。
刑事法院(Crown Court)	(旧)マンチェスター・リバプールに1956年に設置された、刑事専門の上位裁判所 (新)四季裁判所とアサイズを統合して1971年に設置された、刑

	事専門の上位裁判所
県裁判所 (County Court)	民事事件を処理する下位裁判所。訴額に制限がある。
合同常設委員会 (Standing Joint Committee)	地方参事会員と治安判事から構成される委員会。公安委員会を兼ねる。
高等法院 (High Court)	民事事件を処理する上位裁判所で、第一審を受け持つ。1970年までは大法官部、(女)王座部、検認・離婚・海事部の3部、それ以降は、大法官部、(女)王座部、家事部の3部に分かれている。
シーボーム委員会	地方自治体および個人向け統合的社会サービスに関する委員会 (1965~68年)
四季裁判所 (Court of Quarter Sessions)	正式起訴事件を扱う第一審裁判所のひとつで、アサイズよりも軽微な事案を扱う。また、治安判事裁判所からの上訴も処理する。
四季裁判所補佐官 (clerk of the peace)	四季裁判所において治安判事を補佐する役職。地方当局(カウンティおよびバラ)の書記官と兼ねているケースが多い。
児童 (children)	14才未満の者
州統監 (Lord Lieutenant)	かつて地方の軍司令官。州(県)の治安判事のまとめ役だが、じょじょに名誉職に変容している。
出頭所 (attendance centre)	1948年刑事司法法で設置された。警察などが運営する特定の施設で手芸や体育などを行う。対象は12~20才。
少年 (young persons)	14才以上17才未満の者
少年裁判所 (Juvenile Court)	治安判事裁判所内に設置された、少年関連事案を審理する法廷。判事は治安判事の中から互選される(ロンドン以外)。
ストリートフェイルド委員会	刑事裁判所の機能に関する省庁間委員会 (1958~61年)
正式起訴事件 (indictable offence)	古くはアサイズ・四季裁において、最近では刑事法院において陪審付きで裁判が行われる刑事事件の類型
ソリシタ (solicitor)	弁護士。バリスタとは異なり上位裁判所での弁論権がない。
大法官 (Lord Chancellor)	英国の裁判官中トップの地位。同時に、貴族院議長を務め、政治任命を受ける閣僚でもある。
短期収容所 (detention centre)	1948年刑事司法法で新設された、14~20才の者に対する処遇法。通常は3ヶ月間身柄を拘束される施設。
治安判事 (justice of the peace)	軽微な事件を裁く地方の裁判官。そのほとんどが法律の非専門家。治安判事裁判所は刑事事件全体の90%以上を処理している。
治安判事裁判所委員会 (Magistrates' Courts Committee)	カウンティやカウンティ・バラの判事団によって構成され、司法行政を担当する。1949年治安判事法によって設置。
治安判事小法廷 (petty sessions)	治安判事裁判所 (magistrates' court) と同義
治安判事担当次官 (Secretary of Commissions of the Peace)	大法官府において治安判事の任免等の業務に従事する次官

治安判事補佐官 (clerk to the justices)	非専門家である治安判事に対して助言を与える法専門家
中央刑事裁判所 (Central Criminal Court)	ロンドン県(のちには大ロンドン地区)におけるアサイズと、シティの四季裁判所の機能を兼ねた裁判所。リコーダー、市法務官、その他の裁判官、ロンドン市長、シティ参事会員が裁判官を務める。
ドゥパルク委員会	治安判事に関する王立委員会(1946~48年)
内務省認可学校 (approved school)	1933年児童少年法で定められた非行少年に対する処遇法で、8~16才が対象。
ノン・カウンティ・バラ (non-county borough)	市。地理的にはカウンティの下。
陪審審理付託決定手続 (committal proceedings)	被疑者をアサイズあるいは四季裁判所(のちには刑事法院)における正式起訴の裁判に付すかどうかを決める、治安判事裁判所の予備的手続。
バリスタ(Barrister)	法廷弁論を行う権利を有する弁護士。法曹学院(Inns of Court)による資格認定を受けなければならぬ。
ハワード連盟(Howard League for Penal Reform)	1866年に監獄改革家のジョン・ハワードにちなんで結成された民間団体。刑政改革のためのアドボカシーを行う。穏健的。
パロール(parole)	仮釈放
ビーチング委員会	アサイズと四季裁判所に関する王立委員会(1966~69年)
プロベーション(probation)	犯罪者に対する保護観察を主に意味する。しかし、プロベーション官の仕事自体は、被告人に関する身上調査やアフターケアなどさまざまなものを含む。
ボースタル(Borstal)	1908年犯罪予防法で設置された不定期刑。対象は16~20才。
法務総裁(Attorney-General)	政府の法律顧問で、内閣によって選ばれる政治職。法律問題について政府に助言したり、大法官の補佐を務めたりする。
法律貴族(Law Lord)	貴族院で裁判官となる者の通称
予防拘禁(preventive detention)	1908年犯罪予防法で新設された、常習犯を長期拘禁するための命令。1967年刑事司法法によって廃止。
リコーダー(Recorder)	(旧)バラの四季裁判所におけるパートタイム裁判官。単独で裁く また、中央刑事裁判所の首席裁判官もこの名で呼ばれる。 (新)刑事法院および県裁判所におけるパートタイム裁判官。1971年裁判所法で新設される。
略式起訴事件 (summary offence)	治安判事裁判所において陪審なしで裁判が行われる刑事事件の種類
ルーラル・ディストリクト (rural district)	村。地理的にはカウンティの下。

ローチ委員会	治安判事補佐官に関する内務省委員会(1938~44年)
ロンドン市長・市裁判所(Mayor's and City of London Court)	ロンドンにおいて主に商事を取り扱う下位裁判所。1971年裁判所法で県裁判所の一環と位置づけられる。 [田中英夫編集『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年)などを参照した]

<人物略歴> [50音順。ファミリーネームが先、ファーストネームが後]

マックスウェル、アレキサンダー Alexander Maxwell	内務事務次官(1938-48)
イード、チューター Chuter Ede	内務大臣(1945-51)
ガーディナー卿 Lord Gardiner	大法官(1964-70)
ゴダード卿 Lord Goddard	王座部首席裁判官(1946-58)
スキルム、W.T.C. W.T.C. Skyrme	大法官府治安判事担当次官
ジョウイット子爵 Viscount Jowitt	大法官(1945-51)
ディルホーン卿 Lord Dilhorne	大法官(1962-64)
テンプルウッド卿 → ホア ドゥパルク卿 Lord Du Parcq	治安判事に関する王立委員会委員長
ドートリー、フランク(1902-68) Frank Dawtry	NAPO 事務局長(1948-67)。
パーカー卿 Lord Parker of Waddington	王座部首席裁判官(1958-71)
バトラー、リチャード R.A. Butler	内務大臣(1957-62)
フィリップス、モーガン Morgan Philips	労働党事務局長(1944-61)
フライ、マージャリー(1874-1958) Margery Fry	監獄改革者。ハワード連盟事務局長(1921-26)
ヘイルシャム卿	大法官(1970-74)

Lord Hailsham	
ページ、レオ(1890-1951)	著名な治安判事。治安判事の任務や犯罪者処遇などに関する書物を著す。大法官府治安判事担当次官(1940-45)。
Leo Page	
ヘンリークス、バジル(1890-1961)	少年クラブの設立運営に尽力。東ロンドン少年裁判所チェアマン(1936-55)。
Basil Henriques	
ホア、サミュエル	内務大臣(1937-39)。1944年にテンプルウッド卿になる。
Samuel Hoare (Lord Templewood)	
モリソン、ハーバート	内務大臣(1940-45)。下位院内総務(1945-51)。
Herbert Morrison	
ローチ卿	治安判事補佐官に関する内務省委員会委員長
Lord Roche	
ロングフォード卿(1905-2001)	労働党が設置した犯罪問題に関する研究グループの委員長を務める(1963-64)。貴族院院内総務(1964-68)。
Lord Longford	

[Oxford Dictionary of National Biographyなどを参照した]

<法令一覧>

1879	略式裁判管轄法	Summary Jurisdiction Act
1887	初犯者保護観察法	Probation of First Offenders Act
1888	地方政府法	Local Government Act
1907	犯罪者保護観察法	Probation of Offenders Act
1908	児童法	Children Act
	犯罪予防法	Prevention of Crime Act
1920	少年裁判所(首都)法	Juvenile Courts (Metropolis) Act
1925	刑事司法法	Criminal Justice Act
1933	児童少年法	Children and Young Persons Act
1938	刑事司法法案	Criminal Justice Bill
1944	教育法	Education Act
1948	刑事司法法	Criminal Justice Act
	児童法	Children Act
1952	刑務所法	Prison Act
1958	初犯者法	First Offenders Act
1961	刑事司法法	Criminal Justice Act
1962	刑事司法行政法	Criminal Justice Administration Act
1963	児童少年法	Children and Young Persons Act
1967	刑事司法法	Criminal Justice Act
1969	児童少年法	Children and Young Persons Act

<英国の政権>

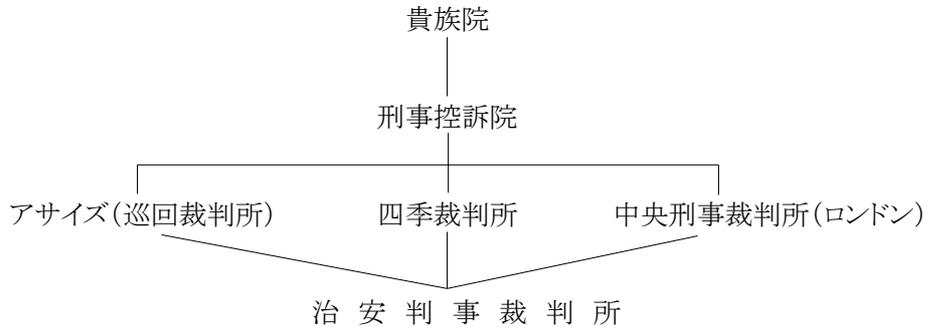
年月	政党	首相
1937・5～40・5	挙国一致	ネヴィル・チェンバレン
1940・5～45・7	挙国一致	ウィンストン・チャーチル
1945・7～51・10	労働	クレメント・アトリー
1951・10～55・4	保守	ウィンストン・チャーチル
1955・4～57・1	保守	アンソニー・イーデン
1957・1～63・10	保守	ハロルド・マクミラン
1963・10～64・10	保守	アレック・ダグラス＝ヒューム
1964・10～70・6	労働	ハロルド・ウィルソン
1970・6～74・3	保守	エドワード・ヒース

<歴代内務大臣>

任務開始	氏名
1935・6	ジョン・サイモン
1937・5	サミュエル・ホア
1939・9	ジョン・アンダーソン
1940・10	ハーバート・モリソン
1945・5	ドナルド・ソマーヴェル
1945・8	チューター・イード
1951・10	デイビッド・マックスウェル＝ファイフ
1954・10	グウィリム・ロイド＝ジョージ
1957・1	リチャード・バトラー
1962・7	ヘンリー・ブルック
1964・10	フランク・ソスカイス
1965・12	ロイ・ジェンキンス
1967・11	ジェームズ・キャラハン
1970・6	レジナルド・モードリング

<イングランド・ウェールズの制度説明>

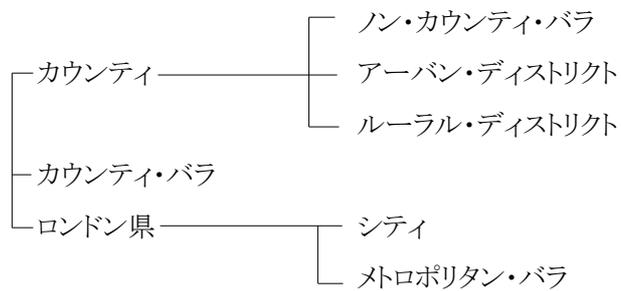
1. 刑事司法制度(～1971年)



2. 犯罪者処遇の一覧(1948年刑事司法法による)

年齢	8～11	12	13	14	15	16	17	18～20	21～29	30～	
	条件付釈放・無条件釈放										
	罰金										
	プロベーション										
	適切な者への委託命令 (fit person order)										
	内務省認可学校										
	観護ホームへの収監										
		出頭所									
		短期収容所									
		ボースタル									
		懲役刑 (21才未満は制限的)									
									死刑		
										矯正訓練	
											予防拘禁

3. 地方自治制度(1894～1965年)



※1888年地方政府法(the Local Government Act)でカウンティ参事会、および、カウンティ・バラが創設される。1894年地方政府法で、アーバン・ディストリクト、および、ルーラル・ディストリクトが創設される。

4. 英国議会の審議手続き

第1読会(first reading)→第2読会(second reading)→委員会段階(committee stage)→報告段階(report stage)→第3読会(third reading)と進む。第2読会で法案の大枠に関する議論がなされ、委員会段階では逐条的な修正が行われる。第3読会においては法案の内容はほぼ決しているために、実質的審議は行われない。